

平成 29 年度 自己点検評価報告書

平成 30 年 2 月 1 日
広島大学大学院法務研究科

広島大学大学院法務研究科における平成 29 年度自己評価にあたり、本研究科の優れた点と改善を要する点について、その概要を総論において報告する。

優れた点

1. 地域の法律専門家としての修了生の活躍

本研究科修了生は、相当数が司法試験合格及び司法修習を経て、多くは弁護士資格を得て、地元である中国地方を中心に法律事務所、企業等で活躍している。

広島弁護士会での登録弁護士 583 人(平成 30 年 4 月 1 日時点)のうち、本学修了者は 79 人であり、全体の 13.6%を占めており、地域に根差した法曹を養成している。最近 5 年間では弁護士になった人はその 4 分の 1 (本研究科修了生の割合)である。

2. 多様な場で高度な法的専門知識を活かす機会を掴む修了生の活躍

法曹資格を取得しなかった修了生も、裁判所職員、地方公務員あるいは民間企業の法務部門を支える人材として、各方面で提供される法的サービスの充実に貢献している。そのような修了生の増加が地域社会の法化社会化に貢献し、本研究科の教育理念を達成することにつながる。

地域の主要な企業及び自治体等との定期的な懇談の場を設け、企業及び地方公共団体等に法科大学院での教育内容を説明することによって、修了生(司法試験の合格の有無を問わない)の進路の開拓に努めている。

また、多様な活躍の場があることを意識づけるため、在学生及び修了生を対象とするセミナーを開催している。本学修了生が在学中に修得した法的知識及び能力をどのように活かして法律専門家として実社会で活躍しているかを知ることにより、修了後の進路についての学生の視野を広げることに努めている。

改善を要する点

司法試験、学内成績や学外の実力確認試験等の結果を見るかぎり、統合教育プログラムが十分に機能していないと評価せざるをえないことから、抜本的な教育改革の必要性が意識されるなか、司法試験において優れた実績を有する神戸大学法科大学院との教育連携の機会が得られた。

本研究科は、司法試験の合格状況においては、平成 29 年度司法試験結果において本研究科修了生の合格率が全国平均の 2 分の 1 に満たず最低の結果に終わったことを含め、これ

まで単年度の司法試験合格率が全国平均の割合を超えたことが1度（平成20年度）のみであって全国平均の割合を下回っている状況が続いていること、また法学未修者コース（3年コース）修了生の司法試験合格率が近年全国平均の割合を割り込むことが多くなっていること、さらに入学者の減少に伴い入学定員の見直しを適宜行いその削減を実施しているにもかかわらず、入学定員の充足率は漸減し続けていることに対して、有効な改善策を講じ、実効的な教育改革・組織改革を実行することが喫緊の課題である。

個々の学生に学修指導を行うなかで、司法試験合格者との比較を含めてその学修力の到達レベルを分析したところ、多くの学生に共通する弱点—知識を丸暗記してしまい、法的論理思考をトレーニングする術を持たないこと—を解消する教育上の改善工夫が必要であるとの結論を得た。そこで、教育内容・方法の改善として、知識の授受においてその知識を使うプロセスを取り込み使える状態での知識を理解することを目指す統合型教育プログラムを、年次を問わず各授業で取り入れることとしたが、従前の教育システムやカリキュラムを維持したなかでの教育内容・方法の改善工夫はなお有効な方策とは言い難く、合格率及び入学定員充足率いずれも状況の改善には至っていない。

この対策の不十分さは、本研究科が、司法試験結果を踏まえた教育システム、プロセス及びプログラムの全体の現状を直視し、そこに顕在化している諸課題に対してその原因を分析した上でその解決策を十分に練り上げて実行に移し、実効性のある教育改革・組織改革へと展開することができる「自律的な教育機関」として、高度専門職大学院の教育及びそれを支える組織の充実を図る努力に欠ける点があったことによる。

これまで広島県を中心とした中四国地方の地域社会に大いに貢献し得る、力量のある法曹を輩出し、地域の法化社会化への歩みを支え続けてきている実績に甘んじて、広島大学の教育理念及び長期的ミッション、ヒロシマの地にあつて紛争解決のプロである法曹を養成する法科大学院としての責務をより十全に果たすという目標の実現への意識付けが希薄化している。そのため、教育システムや教育プログラムが抜本的に刷新されてしかるべきところ、実際の改善工夫はマイナーチェンジにとどまり、個々の授業実践もそのポリシーやデザインにおいて新たな視点から見直されることなく漫然と繰り返されている。

広島大学は、平成29年4月に策定した新たな長期ビジョン SPLENDOR PLAN 2017 において、「持続可能な発展を導く科学を確立し、多様性をはぐくむ自由で平和な国際社会の実現」をミッションとし、「人類が直面する予測不能な種々の課題を解決することができる教養と専門的知識及び能力を有し、平和を希求する精神を心に刻みチャレンジするグローバル人財」の養成をビジョンとしている。

本研究科は、この5年間に本研究科の教育理念を実現する本学のミッションを達成する人財を継続的に輩出するため、紛争解決のプロとして技量の高い法曹を育成することを可能とする、持続可能な教育上の進展を遂げる教育機関に生まれ変わらなければならない。そのためには、高度専門職大学院という教育組織として、教育の質の向上と教員の技量の

洗練を常に目指すための学修サービス・マネジメント・システムの確立が必須である。

学修サービス・マネジメント・システムは、「学修サービスを整理し見える化を果たすこと」、「授業デザイン・実践の適切さや担当教員のコンピテンシーを問い、学修サービスの質の向上を継続的になすこと」、「ステークホルダーの信頼を得、高めること」の3つを一体化させることで成り立つ。

本研究科が学修サービス・マネジメント・システムを構築するに当たり、まず法曹養成教育において司法試験合格率の向上と結びつくような教育策を迅速かつ有効に打てるシステムを設けることが必要である。そのために、平成28年10月に神戸大学法科大学院との教育連携協定を締結し、その支援を受けて、抜本的な教育改革を進めることとした。神戸大学法科大学院は、司法試験合格率においてもトップ7の実績を上げ続けており、すでに多くの教育改革を行い、改善の工夫を積み重ねている。本研究科は、神戸大学法科大学院より教育改革等の実践智である様々なノウハウの提供を受け、現行の教育システムをより実効性ある質の高い教育システムへと改革・改善することを平成32年度までに成し遂げることを目標としている。この教育改革は、エビデンス・ベースで行い、分析結果において明らかとなった教育成果阻害要因に対して、その解消方法を速やかに実践し、その進捗状況や教育的成果を検証するプロセスを、神戸大学法科大学院の支援のもとに本研究科との共同で客観的に検討することをルール化している。この教育改革の実践により、本研究科が自立的に、教育成果を高める、学修の質及び教育技量を向上させる改革・改善システムの確立が目指される。

平成29年度は、本研究科の停滞状況を生み出す原因を明らかにするために、従前より行っている、受講生による授業評価アンケートや教員相互での授業参観メモ、修了時学生アンケート等に加えて、神戸大学法科大学院の助言と協力を得て、平成23～25年の修了生に対するアンケート（以下、「修了生アンケート」という）及び神戸大学法科大学院教員による本研究科学生からの意見聴取をそれぞれ実施した上で、全ての調査結果を共同で分析検討している。その結果、以下の問題点が明らかとなった。これまで本研究科が独自に把握していた点も含めて列記する。

1. カリキュラム編成上の問題点

- (1) 同一法領域における科目連携が不足し、教育内容の重複や間隙が見られるとともに、各講義科目における共通的到達目標の達成度が積み上げ科目に引き継がれていないこと。
- (2) インプット系講義科目とアウトプット系演習科目とがカリキュラム編成上の配置においてアンバランスな状態になっていること。
- (3) 新入生に対する、あるいは学年進行に伴う、学力育成または学修法の懸け橋となる科目が存在していないこと。

- (4) 受講生の学修力レベルを細かに確認しそのレベルアップを迅速かつ効率的になし得る科目配置が適切になされていないこと。

2. 教育方法上の問題点

- (1) クラスの少人数化への対応が不十分で、受講生の受け身の姿勢が蔓延するとともに、双方向・多方向の教育の実効性が低下していること。
- (2) クラスの少人数化による受講生の授業負担の増加に対する的確な教育手法の改善・工夫が十分になされていないこと。
- (3) 原級留置率が比較的高いことが学生に時間的・経済的負担を課するゆえに受験者数の減少の一因になっている中、個別的な改善努力がなされているものの、組織的には教育効果を向上させる教育手法等の改善工夫がまだまだ十分ではないこと。

3. 教育技量における問題点

- (1) 学生の学修力の把握及び司法試験の相場観において、実際とのずれが存在し、それが教育効果を低減させる結果となっていること。
- (2) 教員による授業内容及び教育方法の恒常的なレベルアップが必ずしも的確になされておらず、教員のコンピテンシーが適宜適切に評価されていないこと。

これらの問題点は個々独立している場合もあるが、それぞれが相互に有機的に連関して問題をより深刻化させることもしばしばある。そこで、神戸大学法科大学院のこれまでの教育改革実践で得られた経験智に基づく助言を得て、教員に教育改革を、また、学生により緻密な学修を意識付けるために、カリキュラムの抜本的改革に最初に着手することとした。新カリキュラムで採用する科目編成方法の教育的効果を確認するために、刑法において試験的に新カリキュラムを平成 29 年度に先行実施したうえで、平成 30 年度から新カリキュラムがスタートした。

カリキュラムの再編においては、以下の 4 点の改善を図り、アウトプット重視による法的論理思考の強化を目指す構成に変更している。

- (1) クォーター制（4 学期制）を採用することで、より細やかに受講生の学修状況が把握でき、また柔軟な科目編成が可能となること。
- (2) 対話型を含むインプット系講義科目とアウトプット系演習科目とをワンセットとして学修の反覆を可能とし、演習系科目の充実・強化を図り、事案解決のための法的論理思考の枠を修得させること。
- (3) 新入学時あるいは学年進行時の段階で、法科大学院におけるあるいは積み上げ方式における段階的な学修の質の転換・向上を確固とするつなぎ科目を新設するなどの学修レベル対応型教育を徹底させること。
- (4) 論理的思考の完成度を高める学修法の錬成強化を図ること。

これらにより、3年次第2ターム終了時には個々の受講生の学修力が司法試験合格可能レベルによりスムーズで確実に達することを目指している。

新カリキュラムを適切に運用する上では、法律基本科目を中心に設定されている共通の到達目標の達成度を各講義科目及び個々の授業において確認し、当該科目を基盤に積み上げられる講義科目の担当教員に、達成度の現状と課題を申し送ることが必要である。

これによって、積み上げ方式では学年進行に伴い授業における多角的な分析がなされ、より多様性のある段階で、不十分な達成レベルにあった事項につき補充することを可能とし、共通の到達目標の実現を確保する。また、この達成度の申し送りシステムは、個々の授業等における学修サービスの見える化を促進し、組織的に教育内容や方法のより一層の充実・改善を常に志向し実践できる体制を生み出すことにつながるメリットもある。

カリキュラムの改編により本研究科の教育方針及びそれに基づく具体的な教育内容・方法が明らかになることで、実際の教育の場において必要とされる教員の教育技量の向上が次段階での改革テーマとなる。

教育技量の観点では、クラスの少人数化に対応した教育技法の修得、及び適切かつ的確な成績評価方法の確立が最重要課題である。

前者に関しては、これまでのFDにおいて議論してきた教育技法—受講生に気付きを生み出す教育的対話法や法的フレーム思考に馴染ませそこから気付きに至らせる手法等—の導入を試みつつ、また、その実績が高く評価されている神戸大学法科大学院の未修者スタートアップ・プログラムをモデル化し、また実際の授業参観や意見交換を通じて、当該プログラムのノウハウも踏まえ、本研究科にオリジナルな少人数教育法を開発・実践することを目標とする。

後者について、適切な成績評価を厳格に行うことはこの教育改革に関わらず遵守すべき点である。その上で、よりの確に個々の受講生の学修力を司法試験等で求められる力量に照らし標準レベルを設定することが、神戸大学法科大学院との教育連携の中で指摘されている。そこで、成績評価を、定期試験問題の作成・配点基準の設定・答案の採点までのプロセスとして捉え、その全体が第三者の目でチェックされるなど、客観的な検証を受けるシステムを設ける。そのために、神戸大学法科大学院における定期試験問題を本研究科学生に提供し、その答案を神戸大学法科大学院の採点基準により採点し、その結果と本研究科の採点結果とを比較検討の上、成績評価の技量を向上させていく（学修度ダブルチェック・システムによる教育技量の改善）。

この点は特に現状においても急ぎ改善すべきことであるので、平成29年度より刑法領域においてその基礎段階の完成時期に、神戸大学法科大学院の定期試験問題と採点基準とを用いて、神戸大学法科大学院学生と本研究科学生との合同授業を実施した。直接の対話型授業を通じて、本研究科学生の学修力の到達レベルを確認した神戸大学

法科大学院の教員から、①法知識の提供に引き続いて、簡単な事例を使った演習で、「行為」と「事情」の選り分け～法的な枠組（構成要件の構造）の中での位置づけ方を考えさせること、②「行為」の捉え方（切り取り方）とその評価に係わる問題を区別させてみるべきこと等、不十分と見られる点の指摘を受けた。今後は、これらに加えて、本研究科における答案採点及びその評価につき意見交換を行う。

今回の教育改革が教育上の実効性をもって進められているか否かを同時並行的かつ客観的に分析するため、上記学修度ダブルチェック・システムを利用し、神戸大学法科大学院の支援を受けて、教育効果の観点から共同検証を行う。また、これとは別に、本研究科では、平成29年10月から平成30年3月に前高等裁判所長官を顧問教授に迎え、この改革のスーパーバイザーとして有益な提案・助言を受けた。

これらにより、司法試験合格率を向上させ、また就業実績も積み上げる。特に、自由・平和を希求する精神を紛争解決の場に反映できる法曹を、地域社会のみならず、東アジアを含む国際社会へ輩出する教育プログラムを開発し実践できるよう研究・工夫を重ねる。さらに、確立された学修サービス・マネジメント・システムで洗練された、法曹志向プログラムを中四国地方の法律系学部を展開して、法曹志望者層を拡大拡充し、入学定員充足を図る。そのために、特にいわゆる純粹未修者であっても思考法と法哲学的価値判断法とを修得することによって短期間でも司法試験に合格できることを実証できる教育プログラムを実践し展開することを目指している。

なお、本研究科オリジナルな教育上の改善工夫は、学修サービスのマネジメントを通じて、志のある多様な学生に高度な専門的法知識と素養を修得させる教育に、プロフェッショナル性を養成する知性の錬磨と反省の技法とを取り込み、その実践を日常的に行わせるプロセスを加えることで、より一層充実させることが最も肝要である。同時に、大学学部において事案解決への関心を高め、解決に伴う達成感と自己効力感を体験させて、法曹への強い志をもつ学生を育てることから、修了後に自らも満足できる就業の機会を得、さらに技量を磨き続けるプロ意識を持たせることまで、「プロ養成」の観点で貫かれた教育プロセスを確立することも不可欠である。

平成29年度は、神戸大学法科大学院との教育連携協定を締結し、本研究科の教育上の問題点を炙り出し、その解決に向けて、カリキュラム再編に取り組み、平成30年4月から新カリキュラムの運用を開始した。平成30年度は、司法試験合格率の向上という目的を達成するための新カリキュラムにおける教育上の強みを最大限に引き出すために、その運営主体である教員の教育技量を向上させることが重要なポイントである。教員は一人一人が、神戸大学法科大学院との教育連携の一環として位置付けられる上述のさまざまな検証に基づく改善を行うことによって、その教育技量を向上させていくとともに、統合型教育プログラムを新カリキュラムの教育内容・方法として定着させるための改善工夫も求められる。平成31年度は、教員のさらなる教育技量の向上と、受講生の学修意欲の強化及び学修方法の洗練とを連結させ、教育の実効性を高める教

育改善を行うとともに、教育システムの完成を目指し、平成 32 年度において司法試験合格率及び入学定員充足の 2 大目標を達成しなければならない。そのために、本研究科はまさに教育改革のための検証を真摯に行い、その結果に基づく検討・議論を重ね、諸学問分野におけるさまざまな知見をも取り入れつつ、法科大学院における法曹養成プロセス教育のより良い手法を生み出す努力を惜しまずに継続している。

広島大学大学院法務研究科の現状と今後の方向性

2018. 3.12. 外部評価委員会資料

- 【課題】**
1. 入学定員(20名)の充足
 2. 司法試験単年度合格率の全国平均超え

【現状と目標】

	入学(予定)者数	司法試験合格率(合格者数)／全国平均	
平成32年度	※20名	※単年度全国平均超え(既修△未修)	
平成31年度	※16名	※単年度全国平均超え(既修▽未修)	
平成30年度	※11名予定	※単年度全国平均超え(既修▽未修)	
平成29年度	11名13名	6.0%(3名)	／ 25.9%
平成28年度		20.3%(15名)	／ 22.9%

2018年法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム
第2-B類型: 70%支給+プログラム加算: 25%=95%

1. 神戸大学LSとの教育連携 =優れた取組
2. 組織的な就業支援 =優れた取組
3. 「東アジアで活躍できる専門法曹」の養成 =優れた取組
4. 学部との連携 →一般的な取組
⇒既修対象の連携か 未修教育の改革か

☆単年度評価から複数年(継続)評価へ
☆パイロットケースを創出し、道筋を示すこと=ロールモデル

【学部との連携】

1. 広大法学部—2018年4月開講(登録15名)
→法律専門職養成プログラム
→新入生の学修継続に対する奨学金支給
2. 香大法学部—潜在的需要の掘り起こし
→プロフェッショナル性養成講座の見直し
3. 中四国地方の大学複合学部
→教育連携協定締結への動きの活発化

【神戸大学LSとの教育連携】

1. 新カリキュラム:2018年4月からスタート
→講義と演習の反覆方式
→学修のつなぎ、科目間の詰め
2. 教員の教育技量の向上
→成績評価方法の改善
→試験問題の質の向上
3. ダブルチェックシステム導入
⇒教育サービスの見える化
→授業内容・方法／試験・採点 等

【教育組織の改編—人事方針】

1. 新型研究者教員(司試+修習)=相場観
→刑事訴訟法での新規採用
2. 教育上の役割分担
従来型研究者教員—基本・基礎と全体像
新型研究者教員—試験現場での対応+
実務家教員—実務の意味合い

【在学生・修了生対応】

1. 神大・広大LS修了若手弁護士による
少人数ゼミ指導体制
→全国の中の自分のレベル把握

【今後の課題】

1. 教育システムのアップに対応する、
教育主体の技量の向上
→教育方法論等の知見の導入・実践

⇒学力中位層向け広大LS教育刷新
=知識量削減と法的思考力強化
=「司法試験3回受験すれば必ず
合格する」を目標にする
2. 核となる法曹養成プロセス教育の
パターンの確立
☆大学3年+LS2年(法学部)
★大学3年+LS3年(複合学部)
⇒LS1年次授業料の差額支給?
→ロールモデルをどこかで実現?
☆大学4年+LS2年
☆大学4年+LS3年(初学者)
3. 各工程表に基づいた成果の結実
* 司法試験合格率改善の実績
* 企業法務等への就職実績

【組織的就业支援】

【東アジアで活躍できる専門法曹の養成】

1. 臨床法務及びアジア法1・2の充実
2. 法務セミナーの本格的な始動(本年4月から)
→地元の有力企業
3. インターンシップの実施
→関西地方の巨大企業の内部カンパニー
(上記企業のアジア圏での法務活動資料)

☆就職先の確保=将来への安心感

広島大学大学院法務研究科入試状況

1) 入学状況

(単位:人, 倍)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
志願者数 (志願倍率)	100 (2.08)	52 (1.44)	46 (2.30)	36 (1.80)	41 (2.05)
受験者数 (受験倍率)	92 (1.92)	47 (1.31)	40 (2.00)	36 (1.80)	36 (1.80)
合格者数 (競争倍率) (同実質)*	45 (2.04) (2.04)	25 (1.88) (1.88)	20 (2.00) (2.00)	18 (2.00) (2.00)	18 (2.00) (2.00)
入学者数 入学定員 (定員充足率)	21 同左 (0.44)	13 36 (0.36)	13 20 (0.65)	11 20 (0.55)	11 20 (0.55)

2) 広島大学法学部卒業生受験状況

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受験者数	2年コース	21	10	5	11	12
	3年コース	24	6	6	8	4
	合計	45	16	11	19	16
合格者数	2年コース	6	7	1	6	6
	3年コース	11	2	3	3	3
	合計	17	9	4	9	9
入学者数	2年コース	3	4	1	4	2
	3年コース	8	1	3	1	2
	合計	11	5	4	5	4

広島大学大学院法務研究科司法試験合格状況

		25年	26年	27年	28年	29年
広島大学	志願者数	140	115	108	92	77
	受験予定者数	128	108	101	84	64
	受験者数	101	95	88	74	50
	短答合格者 (合格率)	60 (59.4)	50 (52.6)	59 (67.0)	41 (55.4)	36 (72.0)
	最終合格者 (合格率)	19 (18.8)	11 (11.6)	15 (17.0)	15 (20.3)	3 (6.0)
全 国	志願者数	10,315	9,255	9,072	7,730	6,716
	受験予定者数	10,178	9,159	8,957	7,644	6,624
	受験者数	7,653	8,015	8,016	6,899	5,967
	短答合格者 (合格率)	5,259 (61.9)	5,080 (63.4)	5,308 (66.2)	4,621 (67.0)	3,937 (66.0)
	最終合格者 (合格率)	2,049 (26.8)	1,810 (22.6)	1,850 (23.1)	1,583 (22.9)	1,543 (25.9)

広島大学法科大学院司法試験合格率の推移（全体・未修者）平成25年度～29年度



修了生の進路(平成29年12月末時点)

修了者	司法試験合格	うち修習中	法曹・有資格者	法曹以外	受験準備	うち法務研修生
388	164*	4*	159 弁護士142 (中国弁護士会101, うち広島弁護士会 79) (企業内7(銀行2,電 力,製造業,不動産, サービス),自治体 内2) 裁判官 2 検察官 1	49 司法書士3 裁判所事務官9 行政書士1 広島市役所11 労働基準監督官1 ほか	48	23

*うち1人は旧司法試験合格,1人は予備試験合格